豊川市民生委員児童委員協議会専門委員連絡会内規

(趣旨)

- 第1条 この内規は、豊川市民生委員児童委員協議会規約第7条に基づき、専門委員連絡会(以下「連絡会」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。 (専門委員の目的)
- 第2条 現在の地域社会において、民生委員児童委員(主任児童委員を含む)は、より高度な専門的知識や技能・能力等が求められており、地域の福祉の最先端の場で活躍し、よりよい福祉を目指して努力しなければならないことから、研修、調査研究、提言等の場とすることを目的として専門委員を設置する。 (専門委員)
- 第3条 専門委員は、各地区民児協(地区民児協会長を除く。)から4名以上を選出し、4種の専門委員部会へそれぞれ1名以上を配置し構成する。
- 2 専門委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。また、補欠の専門 委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(連絡会)

- 第4条 連絡会は、専門委員全員を以って充てる。
- 2 連絡会は、各種福祉分野別に定める次の専門委員をもって構成する。
 - (1) 高齢者福祉専門委員
 - (2) 障害者福祉専門委員
 - (3) 児童福祉専門委員
 - (4) 生活支援専門委員

(専門委員部会)

- 第5条 連絡会の下部組織として、次の4種の専門委員部会を設置する。
 - (1) 高齢者福祉専門委員部会
 - (2) 障害者福祉専門委員部会
 - (3) 児童福祉専門委員部会
 - (4) 生活支援専門委員部会

(役員の構成、選任及び職務)

第6条 連絡会及び各専門委員部会に次の役員を置く。

連絡会 会長 1名

副会長 1名

専門委員部会 部会長 各1名

副部会長 各1名

- 2 役員会は、連絡会会長、同副会長、各専門委員部会部会長、各同副部会長の 計10名で構成する。
- 3 連絡会・各部会の役員は、専門委員の互選により選任する。
- 4 連絡会の会長・副会長は、理事会に出席し協議に参加する。
- 5 専門委員部会長は、必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 専門委員部会長は、専門委員部会の意見・提案をとりまとめ、副部会長は部

会長を補佐する。

(会議・研修)

- 第7条 連絡会は、各部会間の連絡・調整を図るとともに、常に民生委員児童委員・主任児童委員の能力の向上に努めていくことができるよう、理事会との連絡・調整を図りながらよりよい研修ができるよう努めなければならない。
- 2 各専門部会は次の事柄を協議するとともに、民生委員児童委員としての能力 向上に努め、実践的な研修の場とする。
 - (1) 各専門分野における情報の収集及び調査研究
 - (2) 各専門分野に関わる研修、研修事業に関する計画立案と実践。
 - (3) 各専門分野に関わる各種関係機関、団体等との連絡調整と実践的研修の実施。
 - (4) 専門委員は、それぞれ所属する地区民児協との情報を密にし、地区民児協 全体の能力の向上に努めなければならない。

附則

この内規は、平成20年5月8日から施行する。

附則

- 1 この内規は、平成20年9月4日から施行する。
- 2 この内規による新たな専門委員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、 平成20年11月30日までとする。

附則

- 1 この内規は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 この内規による新たな専門委員の任期は、第3条第2項の規定に関わらず、 平成24年11月30日までとする。

附則

1 この内規は、平成26年12月1日から施行する。

1 この内規は、平成28年12月1日から施行する。 附 則

1 この内規は、令和元年12月5日から施行する。 附 則

1 この内規は、令和2年2月6日から施行する。